

公開日：2020年4月14日
作成：認定NPO法人市民セクターよこはま

緊急事態宣言に伴うNPO法人の総会開催について

毎年、開催することが必須とされるNPO法人の社員総会について、社員（以下、正会員）の方々に集まってもらう形での開催が難しい状況にあります。

実際に正会員が集まらずに総会を開催する方法として、次の3つのパターンが考えられます。

1. 委任状・書面表決での参加を勧める方法
2. インターネットを活用して総会に参加できるようにする方法
3. 全正会員からの「賛成」の意思表示を集める方法

「1」と「2」は総会の開催を前提としているため、開催日時と会場を設定する必要があります。

一方、「3」は、「みなし総会」と呼ばれるもので、書面やメール等で、正会員の全員から「賛成」の意思表示があった場合に、社員総会の議決があったものとみなす規定です。

それぞれ、メリット・デメリットを挙げると、次のようなことが想定されます。

1. 委任状・書面表決での参加を勧める方法

通常の総会でも取り入れられている方法としても一般的ですが、日時・会場を設定し、最小限のメンバーは集まる必要があります。

2. インターネットを活用して総会に参加できるようにする方法

「1」と比べて、総会の場に直接意見を述べることができますが、法人や正会員の側に、機器やインターネット環境等が整っていることが条件となります。

3. 全正会員からの「賛成」の意思表示を集める方法

総会の開催を省略できますが、全会員から全議題について「賛成」を集める必要があるため、とくに会員数の多い法人の場合、ハードルが高くなります。

通常の総会でも取り入れられている「1」の方法で実際に開催した場合、想定されるQ&Aをまとめました。

【どのような文面で総会の招集通知や案内を送ればよい？】

社員総会への書面表決・委任状での参加を促し、直接の参加を控えてもらうにあたっては、新型コロナウイルスの感染を避けるためであることを伝える例文として、以下を参考にご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の拡大により緊急事態宣言が発令され、密集・密閉・密着した状況、あるいは外出を避けることが求められています。

そこで、2020年度通常総会は、感染リスクを避けるため、最少人数で開催することといたしましたので、ご出席はお控えいただき、審議事項および資料をご覧のうえ、同封した書面表決・委任状でご参加いただけますと幸いです。

法人運営や活動に関するみなさまからのご意見等は、添付の書面にて受け付けますので、ぜひご意見等ご記入いただき、お送りください。どうぞよろしくお願いいたします。

※書面表決・委任状の書面を添付し、提出方法・期日を案内に示しておきます。

※インターネットを経由しての参加を可とする場合は、その方法を明記しておきます。

【総会の会場が確保できない場合どうするの？】

市民利用施設の閉館により、会場確保も困難な状況です。

法人事務所や拠点施設を持たない法人の場合は、

民間施設や個人宅を会場として、

開催にあたっては、最少人数での実施や、三密を避けるなどにご留意ください。

【参加者を最小限にとどめる場合に想定されるメンバーは？】

横浜市のモデル定款に基づいて考えた場合、

議長および議事録署名人2名が必要となり、

さらに、一般的な社員総会を考えると、

審議事項について説明するメンバー（理事等）がおり、

4名程度が参加者として想定されます。

【正会員から直接意見を聞く機会を持つための工夫はないか？】

正会員が広く集う総会は、法人運営や活動に対する意見を交換し合う場として、

また、会員同士の交流を図る場としても、NPO法人にとって貴重な機会です。

感染症拡大防止の観点から、書面評決・委任状での参加を促しつつ、

別途、集会が可能になったタイミングで、

事業報告会などを開催してはいかがでしょうか。

【総合相談窓口のご案内】

横浜市市民協働推進センターでは、緊急事態宣言の発令を受け、5月6日（水）までの間、市民活動、協働コーディネートに関するご相談を、問い合わせフォーム等で受け付けます。

【問い合わせフォームのご案内】

下記のURL から「横浜市市民協働推進センター」のページをご覧ください、 ページの一番下にある問い合わせフォームに相談内容をご記入のうえ、送信ください。
メールを確認後、概ね3日以内にご連絡いたします。

▼横浜市市民協働推進センター

<https://kyodo-c.city.yokohama.lg.jp/>

※フォームへの入力難しい方は電話、FAX でご連絡ください。

【電話でのご相談】

045-223-2666

【FAX でのご相談】

045-223-2888

※横浜市市民協働推進センターは、「市民セクターよこはま・関内イノベーションイニシアティブ共同事業体」が、横浜市との協働により運営しています。